

令和8年度七戸町会計年度任用職員募集要項（介護支援専門員）

町では、令和8年4月1日から地域包括支援センターの業務に従事する七戸町会計年度任用職員（パートタイム）を募集します。

●募集職種

- ・介護支援専門員 1人

●申込方法

「七戸町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記載し、介護高齢課に提出してください。

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

●申込締切

令和8年1月20日（火） 午後5時必着 （郵送可）

●選考方法

書類選考（七戸町会計年度任用職員申込書）並びに面接で行います。

※応募にあたって年齢の上限はありません。

ただし、以下に該当している人は応募できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・七戸町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

●面接選考日程等

申し込みをされた方に介護高齢課より通知します。

●合否発表

令和8年2月中旬までに、面接選考を受験された方に直接通知します。

●採用までの流れ

応募締め切り：令和8年1月20日（火）必着

面接選考日：令和8年1月下旬～2月上旬

※選考に合格した場合、任用日が到来するまでは「内定」として扱われます。

●勤務条件

- 1) 勤務場所：七戸町介護高齢課（天間林保健センター内）
- 2) 勤務内容：要支援者の介護予防ケアプラン作成、地域包括支援センター業務の補助等
- 3) 資格等：介護支援専門員
- 4) 勤務日、勤務時間、休憩時間、週休日、給与・報酬額等（①又は②を選択）

	①	②
勤務日	平日月曜日～金曜日のうち週4日以内	平日月曜日～金曜日の週5日
勤務時間	週4日・週29時間 8時15分～16時30分	週5日・週35時間 8時15分～16時15分
休憩時間	12時00分～13時00分	12時00分～13時00分
週休日	平日月曜日～金曜日のうち週1日、土・日・祝日	土・日・祝日
給与・報酬額等	時給：1,319円～1,579円 経歴による加算がある場合があります。（上限あり） 支給日は、勤務時間数で報酬を定める会計年度任用職員のため、翌月15日となります。	月額194,012円～200,425円 経歴による加算がある場合があります。（上限あり） 支給日は、月額で報酬を定める会計年度任用職員のため、当月21日となります。

- 5) その他：自家用車等で通勤可能でワード及びエクセルなど、パソコンの基本的な操作ができること

●任用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

※勤務成績が良好で次年度も同様の職がある場合、再度任用される場合があります。

●労災保険

労働者災害補償保険が適用となります。

●社会保険（健康保険）

社会保険（厚生年金）及び地方公務員共済組合（健康保険）が適用になります。また、健康診断やストレスチェックなどの福利厚生を受けることができます。

●雇用保険

雇用保険が適用になります。

●通勤費

距離及び通勤回数に応じて支給します。

●期末・勤勉手当

週15時間30分以上の勤務かつ任期が6か月以上の場合該当します。
6月と12月に支給します。

●年次有給休暇

週の勤務時間や年間の勤務日数に応じた年次有給休暇が付与されます。

※その他（公民権行使等休暇、裁判員等出頭休暇、骨髄ドナー休暇、ボランティア休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、妊娠中の女性の母体・胎児健康保持休暇、妊婦の通勤緩和休暇、妊婦の健康診断休暇、産前・産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、忌引休暇、祭日休暇、夏季休暇、災害による住居滅失等休暇、災害又は交通機関の事故等による出勤困難休暇、災害時の退勤途上危険回避休暇）

※無給の休暇（公務災害休暇、負傷・疾病等休暇、介護休暇、介護時間）

●服務に関する規程の適用

会計年度任用職員についても、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されますのでご注意ください。

- ・服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・服務の宣誓（地方公務員法第31条）
※服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ・営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

※パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。また、町での勤務時間と、兼業先の勤務時間との合計が、労働基準法第32条で定める労働時間（休憩時間を除き、1日8時間又は週40時間）を超える場合は、原則、兼業先での勤務をすることはできません。また、これらの確認のため、営利企業への従事等に関し、報告を求めることがあります。

その他、町の服務規程等が適用され、かつ、分限・懲戒処分等の対象となるとともに人事評価制度の対象となります。

●時間外勤務

時間外勤務を命じる場合があります。

●留意事項

①条件付採用について

任期、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、採用日から1か月間は、条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第7項）。また、採用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。

②再度の任用について

任期については、手続なく更新され、長期にわたって継続して勤務が約束されるものではありません。年度ごとに新たな職として設定していきます。同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。なお、従前の勤務実績に基づく公募によらない再度の任用は、原則4回（当初の採用から原則5年）までとしています。毎年度公募することもありますので、予めご承知おきください。

●申込先・問合せ先

七戸町役場介護高齢課

〒039-2827

青森県上北郡七戸町字森ノ上359-5

（天間林保健センター内）

TEL0176-68-3500

※勤務条件や業務に関する詳しい内容は、お問合せください。